

質問回答書

令和 5年 5月31日

件名 5公用車購入(教育指導課)

番号	図面番号等	質問	回答
1		<p>納期が遅れた場合どのようになりますでしょうか？具体的にお答えください。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年度内までの納車であれば協議する。・遅延金を払う(日額あたり)・契約不履行となり、以後入札停止 <p>いかがでしょうか？</p>	<p>入札後に発生した受注者に責のない事由により納期が遅れる場合には、納期延長の協議を行います。</p> <p>しかし、それ以外の理由により納期が遅れる場合には、契約違反となり入札参加資格停止措置の対象になる場合があります。</p> <p>納期が遅れ契約違反となった後の対応としては、次の2つが想定されます。</p> <ol style="list-style-type: none">1.納入期限を過ぎてでも納品してもらう。 (この場合、受注者は遅れた日数に合わせて遅延金を支払う必要があります)2.履行の見込みがたたないと判断し、契約解除する。 (この場合、受注者は契約金額の100分の10を賠償金として支払う必要があります) <p>どちらになるのかは、納期がどれくらい遅れるのか等、その時の状況をふまえて総合的に判断していくことになります。</p>